

鹿瀬地区真空式下水道システム保守点検業務委託 仕様書

第1章 一般事項

第1節 総 則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項でも、当然必要と思われるものについては、本市監督員（以下監督員という。）と協議のうえ受託者の責任において実施し、誠実に履行すること。

(疑義)

第2条 本仕様書、図面（以下「図面等」という。）に明示のない場合または疑いを生じた場合は、監督員と協議すること。

(法令・条例等の適用)

第3条 本業務履行に関係する法令、条例等はこれを遵守しなければならない。

(損傷部補修)

第4条 本業務履行に際し、建造物機器等を損傷しないよう十分注意すること。万一損傷した場合は、監督員の指示に従い同等以上の資材をもって速やかに現状復旧を図ること。なお、復旧に要する費用はすべて受託者の負担とする。

(資格必要作業)

第5条 資格必要作業は、それぞれの資格を有する者が履行すること。また監督員が要求した場合は資格保有者である旨の証書の写等を提出すること。

(提出書類)

第6条 提出する書類の大きさは、すべてA4判にて編集すること。また提出する書類の種類は別紙のとおりとする。

第2節 現場管理

(履行管理)

第7条 業務責任者は委託業務履行の場所に常駐し、工程及び現場管理等を適切に行うこと。

また、工程等は事前に監督員と協議し決定すること。

(災害防止等)

第8条 本業務履行に当たっては、現場作業に従事する者の安全災害防止対策に万全

を期するほか、労働基準法、労働安全衛生法等の作業法令に違反することのないよう特に、留意して施工すること。

(臨機の処置)

第9条 災害又は公害が発生した場合は、速やかに適切な処置をとり、直ちにその経緯を監督員に報告すること。

(材料検査等)

第10条 本業務履行に使用する材料類は、新品とし、種別ごとに監督員の検査を受けた物を使用すること。ただし、軽易な材料類については、監督員の承諾を受けて省略することができる。

また、受託者は、貸与品及び支給材料の引渡しを受けたときは、遅滞なく受領書又は借用書を提出し、貸与品及び支給材料の取扱いには十分注意しなければならない。

(養生その他)

第11条 既存部分、履行済み部分、未使用機器、材料等で汚染又は損傷のおそれのあるものは、適切な方法で養生を行うこと。なお、施行期間中は、現場の整理・整頓に勤め適正な作業環境を保持すること。

(あと片付け)

第12条 履行完了に際しては、当該業務に関連する部分のあと片付け及び清掃を行うこと。

(検査)

第13条 本業務履行は、あらかじめ監督員の指示した工程に達した時は、監督員の検査を受け承認を得た後に、次の工程に移行すること。

また、完了後、受託者は本市検査員の指示するとおり検査を受け合格しなければならない。

第2章 特記事項

第1節 概要

(委託概要)

第14条 本委託業務は、鹿瀬地区の真空式下水道システムの点検及び監視を実施するとともに、監視通報設備より故障情報等を携帯電話等で受信し早期に対応することにより、円滑な運転管理を行うものである。

(委託場所)

第15条 本委託業務の場所は、下記のとおりとする。
岡山市北区御津鹿瀬地内

(委託範囲)

第16条 本業務の内容及び機器概要は以下のとおりとする。

1 業務内容

真空ステーション日常点検	11回	(月1回)
真空ステーション定期点検	1回	(年1回)
真空式下水道故障通報対応	1年間	
真空弁ユニット定期点検	12箇所	／年

(対象箇所は作業前に監督員と協議の上決定する。)

2 設備機器概要

真空ポンプ	2台
圧送ポンプ	2台
集水タンク	1基
封水タンク	1基
受水タンク	1基
遠方監視装置	1台
配管類	1式
制御盤	1面
真空弁ユニット	1式

(業務詳細)

第17条 本業務の詳細は、下記のとおりとする。

1. 真空ステーション日常点検 (月1回)

- (1) 動力制御盤、計装盤等の表示ランプ、ヒューズ等の切損及び計器類の有無の確認 (目視点検)
- (2) 真空ポンプ、圧送ポンプ運転頻度、運転電圧、圧力、振動、異音、軸受け温度、潤滑油点検

- (3) 真空ポンプ真空値等運転データ及び集水タンクの水位等運転データの記録状態と過去の自動記録値に異常及び異常の兆候があるか確認（遠方監視装置）
- (4) ポンプのカップリングゴム及びVベルト摩耗度の確認（目視点検）
- (5) 集水タンク、封水タンクの水位検知器等の確認
- (6) 遠方監視装置の点検
- (7) その他必要とする作業

2. 真空ステーション定期点検（年1回）

- (1) 日常点検に加え、システム全体の点検、補修、調整等を行う
- (2) 機器の分解点検、消耗品の交換、床排水ピット内電極棒の清掃
- (3) センサー等の動作確認、調整、警報類の動作確認
- (4) 気液比等総合的な運転状況の判断及び運転条件の最適化調整
- (5) 点検場所清掃
- (6) その他必要とする作業

3. 故障通報時の対応

- (1) 真空式システムから異常通報があった場合には、その都度必要に応じて、適切な処置をとり経緯を監督員に報告すること。
- (2) 真空式システム（真空弁ユニットを含む）の異常により市から要請があった場合は、現地へ行って点検を実施すること。
- (3) 真空弁ユニットが冠水又は水没した場合には真空弁ユニットの点検を実施すること。

4. 真空弁ユニット 点検

- (1) 各ボルト増し締め点検
- (2) 空気漏れ音の有無
- (3) 仕切弁点検
- (4) 真空弁・コントローラー動作確認（吸引状況・振動等確認）
- (5) カップリング部点検
- (6) シリコンホース・水位検知管点検・清掃
- (7) バイパスバルブ点検
- (8) センサー部点検，警報発報テスト
（位置調整・抵抗値測定・子機バッテリー確認）
- (9) 真空圧測定
- (10) 空気取入管・擬木破損有無確認
- (11) 清水動作テスト

5. その他

- (1) 真空弁ユニット等から除去したごみ等は、受託者が責任を持って

処分すること。ただし、運搬する時は、水切りを十分に行い、運搬途中で飛散したりすることのないようにすること。

(報告書)

第18条 委託業務報告書を、毎月まとめて提出すること。

1. 真空式システムに故障等異常がある場合には、直ちに市へ報告すること。
また、緊急時の対応を行った場合は、処置後に報告書を作成し現場写真とともに提出すること。
2. 点検結果については、点検毎に点検結果報告書を作成し、市に提出すること。
3. 消耗品については、納品リスト、写真を提出すること。

(注意事項)

第19条 本委託業務履行にあたり、下記事項を遵守すること。

1. 受託者は、業務履行にあたり、地元住民と協議を必要とする場合、又は要望、交渉があった場合は、遅滞なく監督員に報告すること。
2. 受託者は、作業にあたり、地元住民等に迷惑をかけること。
3. 受託者は、作業にあたり、万一注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を与えた場合には、その復旧及び賠償の全責任を負うものとする。
4. 受託者は、現場内を整理整頓し、現場管理には細心の注意を払うこと。
5. 清掃終了後、制御盤等の施錠は、確実にすること。
6. 清掃終了後、マンホール蓋は段差等にならないよう確実にはめこむこと
7. 道路等付近を汚染させた場合は、その都度清掃すること。

(委託期間)

第20条 本委託の期間は次のとおりとする。

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

提出書類

- | | |
|--|-----|
| (1) 委託業務着手届 | 1部 |
| (2) 工程表（委託作業表） | 1部 |
| 作業工程を変更する場合は、その都度あらかじめ監督員に提出し、その承認を受けなければならない。 | |
| (3) 業務責任者届 | 1部 |
| 受託者は業務責任者を定め書面により提出しなければならない。
ただし、本市が不相当と認めた場合は改めて選任すること。 | |
| (4) 委託業務報告書（毎月） | 1部 |
| (5) 委託写真帳 | 1部 |
| 委託に関する写真を工程ごとにカラー撮影の上、写真帳へ項目別に整理をして監督員に提出すること。 | |
| (6) 委託業務完了通知書 | 1部 |
| (7) その他、監督員が必要と認める書類 | 必要数 |